

通知の補足について

再度入札について

再度入札において落札者がいない場合は、入札を取止めることを原則とする。

低入札価格調査制度について

調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行が可能か調査を行う。また、失格判断基準を下回った場合は失格となる。

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が5,000万円以上の工事

及び 総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園

及び土木経費で積算する電気工事等

調査基準価格	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$
--------	---

失格判断基準	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ \text{現場管理費} \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$
--------	--

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

上記以外の工事

調査基準価格	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \\ \text{一般管理費} \times 0.68 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$
--------	--

失格判断基準	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 \\ \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 \times 0.8 \\ \text{一般管理費} \times 0.2 \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合計額 (千円未満切り上げ)} \\ \times 1.10 \end{array}$
--------	--

※ただし、入札比較価格の7.5/10~9.2/10の範囲内で設定

低入札調査を行なった場合の措置

- ・ 工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求める。
- ・ 現場代理人の兼任を認めない。
- ・ 主任技術者及び監理技術者とは別に、同等の資格を持つ技術者を、専任で1名追加の配置を求める。

最低制限価格制度について

最低制限価格を下回った場合は失格となる。

対象工事：予定価格が500万円以上5,000万円未満の競争入札（総合評価落札方式を除く）工事

最低制限価格：前ページの低入札価格調査制度の調査基準価格と同様の計算式で得た額とする。